浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	８ページ
	該当項目	４．高齢者の世帯の現状

（内容）表の分析に不正確かつ不備がある。

（原文）65歳以上の高齢者のいる世帯は減小傾向で推移していますが、後期高齢者の親族がいる世帯は増加傾向にあります。

※ 正しい分析（意見）

65歳以上の高齢者のいる世帯は減小傾向で推移していますが、後期高齢者の親族がいる世帯は増加傾向にあります。具体的には高齢者夫婦世帯の増加傾向があり、特に高齢者単身世帯の増加傾向は顕著な増加傾向にあります。したがって、今度は老々介護問題や独居高齢者問題が、より浜田市の課題に成ると見込まれます。

これらに問題に対し、少なくとも権利擁護などの支援充実を早急に取り組む必要があります。例として、松江市社会福祉協議会が実施している「あんしんサポート事業」や国土交通省が推奨している「居住支援法人」による住居の安心確保ができるような支援を、浜田市社会福祉協議会を中心に取り組む必要があります。

住　所 （法人等は所在地）	[redacted]
氏　名 （法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	19 ページ
	該当項目	2. 地域包括ケア体制の強化

（内容）【現状と課題】の内容が事実と異なる。

※ 正しい分析（意見）

令和４年４月から地域包括支援センターの運営業務を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に委託した。しかし、未だ専門職の配置も不十分であり、地域包括支援センターの業務の柱である、権利擁護（困難ケースや虐待）の相談には対応出来ず、市役所に丸投げ状態である。またケアマネジャーとの連携も一切取っておらず、少なくとも弥栄においては、令和４年度から一度も、適切な連携を実施した実績は無い。また介護予防マネジメント事業も民間ケアマネジャー頼みの状況であり、結果、地域包括支援センターを直営で行ってきた当時と比較し、明らかにサービスの質の低下が著しい。そもそも浜田市社会福祉協議会は、当該法人で実施している介護保険事業（デイや訪問入浴など）に対し、浜田市から特別の経営上の経済的支援を受けていながら赤字を理由に廃止決定するなど経営能力すら無く、地域の民間介護事業所への相談援助をする能力があるとは到底考えられない。直ちに一旦直営に戻し、以前の地域包括支援センターの質を改善する必要がある。

住　所 （法人等は所在地）	[redacted]
氏　名 （法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	22ページ
	該当項目	（1）在宅医療・介護連携の充実

（内容）【現状と課題】の内容が不十分。

※ 正しい分析（意見）

入院医療機関と在宅医療医との連携が不十分である。浜田市が策定した「浜田圏域入退院支援マニュアル」では、退院前カンファレンスへの在宅主治医の参加の調整をケアマネジャーが行うと定めている。厚労省に確認済みであるが、本来、入院医療機関と在宅主治医との連携の為のカンファレンスは、そもそも入院医療機関の医療報酬に算定されており、本来入院医療機関が行う業務である。現状のままでは、入院医療機関と在宅医療医との連携が、その専門職において成されておらず不適切な状況にあると言える。例えば早急に浜田医療センターの地域連携室に改善を求めていく必要がある。

住　所（法人等は所在地）	[redacted]
氏　名（法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	20 ページ
	該当項目	2. 地域包括ケア体制の強化

（内容）【現状と課題】の内容が不十分。

※ 正しい分析（意見）

単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多く、在宅生活への不安感が高まっていることや家族介護力の低下等により、在宅生活を送りながら医療や介護サービスの提供を受けるといったライフスタイルの選択が難しくなっている現状があります。

このことは、現状の介護者が存在する前提での支援では、成り立たない状況が生ずるリスクが高い事を意味します。つまり介護者が全く存在しない世帯の在宅介護をどうするのか。今までの介護とは次元の異なる状況が差し迫っていると言えます。
解決策の一つとして、「あんしんサポート事業など」を積極的に社会福祉協議会に取り組んでいくよう働きかけていく必要があります。

住　所 （法人等は所在地）	[redacted]
氏　名 （法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	26 ページ
	該当項目	③、地域ケア会議の推進

（内容）【現状と課題】の内容が不十分。

※ 正しい分析（意見）

現在、日常生活圏域毎で開催されている地域ケア会議では、国のマニュアルにある主な目的の内、「地域課題の把握」について一切検討が成されていない。単に事例検討であったり、情報交換の場に終始しているのが現状である。あらためて、国のマニュアルに沿った適切な地域ケア会議の開催を実現する必要がある。

住　所 （法人等は所在地）	[redacted]
氏　名 （法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市パブリックコメント制度　**意　見　書**

案件名	浜田市高齢者福祉計画（案）	
募集期間	令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月）	
ご意見	※何ページのどの項目に対する意見か分かるように記入してください。	
	該当ページ	なし
	該当項目	介護医療院の整備について

（内容）【現状と課題】の内容が不十分。

※ 正しい分析（意見）

厚労省のホームページには、「今後、急速に増えていくと予測される医療ニーズのある要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設として、介護医療院を運営する事業者・自治体に理念と役割を十分に理解していただき、地域の中で成熟し、さらなる努力を続けサービスの質の向上につながっていくことを祈ります。」とある。また「利用者の「看取り・ターミナル」を支えることも重要な役割のひとつと想定されています。」とも明記されている。

一方、浜田市には介護医療院の定員が極めて少なく、特別養護老人ホームでは対応困難な医療度の高い要介護者は、雲南市や広島県などの遠隔地に入所し、看取りを迎えざるおえない現実がある。浜田市民が、浜田市内で看取れるよう、歴史資料館や神楽殿などの緊急性の低い施設の整備は辞め、早急に介護医療院の浜田市直営での開設を計画する必要がある。

住　所 （法人等は所在地）	[redacted]
氏　名 （法人等は名称・代表者氏名）	[redacted]
連絡先（電話番号）	[redacted]

【提出期限】　令和６年２月５日（月）必着

【提 出 先】　■浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 高齢者福祉係
〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地
FAX（0855）23-3440
E-Mail　kenko@city.hamada.lg.jp
■浜田市 各支所 市民福祉課 健康福祉係

【そ の 他】　電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。